

(別記 12)

専門性の高い相談支援事業

1 目的

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

(注) 交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、地域生活支援事業費等補助金により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。

なお、「障害児等療育支援事業」については、別添4のとおりである。「障害者就業・生活支援センター事業」については、別紙2の別記8のとおりである。

2 実施内容

(1) 発達障害者支援センター運営事業

平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業等の実施について」に基づき実施する事業。

(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

平成19年5月25日障発第0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」に基づき実施する事業。

【別添 4】

1 障害児等療育支援事業

(1) 概要

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市、中核市（社会福祉法人等への委託可）

(3) 事業の具体的内容

ア 訪問による療育指導

イ 外来による専門的な療育相談、指導

ウ 障害児の通う保育所や放課後児童クラブや障害児通園事業等の職員の療育技術の指導

エ 療育機関に対する支援

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

1 目的

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

2 事業内容

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができる、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。

3 留意事項

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は次の点に留意すること。

ア 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成23年3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

イ 実施主体は、養成講習を修了した者（市町村がアに掲げる通知を基本に実施した手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業を修了した者を含む。）に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者又は要約筆記者としての登録を行うこと。登録した手話通訳者又は要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村にも名簿を送付すること。

なお、活動ができなくなった手話通訳者又は要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

要約筆記者については、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うこととする。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は次の点に留意すること。

ア 平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

イ 研修講師としては、盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会（「旧盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」（国立障害者リハビリテーションセンター学院主催））や「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会主催）を修了した者を活用すること。

(別記14)

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

1 目的

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようすることを目的とする。

2 事業内容

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

3 留意事項

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は次の点に留意すること。

ア 広域的な派遣等が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。

運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記者関係団体の関係者を加えるよう努めること。

また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する（別記6）の4の（2）のア又はイに掲げる者が望ましい。

イ この事業は、原則、市町村の必須事業として実施するものであるため、都道府県では、市町村での対応が困難な専門性や緊急性の高い場合等に派遣を行うものとする。

ウ 平成25年3月27日障企自発O327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は次の点に留意すること。

事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。

なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための連絡調整業務等担当者の設置について努めるものとする。

(別記 15)

意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

1 目的

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようすることを目的とする。

2 事業内容

市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、都道府県が市町村間の派遣調整を行う。

3 留意事項

平成25年3月27日障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」を参考に実施するよう努めることとする。

(別記 16)

広域的な支援事業

1 目的

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

2 実施事業

(1) 都道府県相談支援体制整備事業

ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 地域で対応困難な事例に係る助言等
- (ウ) 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- (カ) 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

ウ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

エ 留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 目的

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的とする。

イ 実施方法等

平成26年3月31日障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」に基づき実施する。

(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

ア 目的

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障害児者」という。）への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する発達障害者支援地域協議会であり、以下「協議会」という。）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図る。

イ 事業内容等

(ア) 実施について

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

(イ) 協議会の設置

都道府県又は指定都市に協議会を設置する。

(ウ) 協議会の構成

発達障害児者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（以下「関係者」という。）とする。

(エ) 事業内容

協議会では、地域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

なお、協議会の設置・運営に当たっては、文部科学省の特別支援教育関係事業において設置される「特別支援連携協議会」と緊密に連携を図る。

(別記17)

サービス・相談支援者、指導者育成事業

1 目的

障害福祉サービス又は相談支援（以下この文において「サービス等」という。）が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

（1） 障害支援区分認定調査員等研修事業

ア 目的

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害支援区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。

イ 実施内容

（ア） 障害支援区分認定調査員研修

市町村職員、事業所の職員等であって、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。

a 研修内容

（a） 障害支援区分に関する基本的な考え方

（b） 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等

b 研修課程

合計4時間程度以上を目安とする。

c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

（イ） 市町村審査会委員研修

法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

a 研修内容

（a） 障害支援区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢

（b） 障害支援区分認定基準の考え方（障害支援区分認定手続きの流れ、障害支援区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割）等

b 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

（ウ） 主治医研修

医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

a 研修内容

- (a) 障害支援区分に関する基本的考え方
- (b) 障害支援区分認定における医師意見書の役割
- (c) 医師意見書の具体的記載方法等

b 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

c 受講者名簿

都道府県等は、受講者名簿を作成する。

ウ 留意事項

- (ア) 法施行規則第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
- (イ) 実施主体は、指定都市及び中核市に加え、その他市町村に対しても委託することができること。

(2) 相談支援従事者研修事業

ア 事業内容

平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。

イ 留意事項

本研修は、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第27号）、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第28号）、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第29号）に規定する相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修等であること。

なお、相談支援従事者初任者研修は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の9に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。

(3) サービス管理責任者研修事業

ア 目的

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」の養成を行うことを目的とする。

イ 実施方法等

平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施する。

(4) 居宅介護従業者等養成研修事業

ア 目的

障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

イ 実施方法等

平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」に基づき実

施する。

(5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

ア 事業内容

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

イ 留意事項

研修会の開催に当たっては、本事業が地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行うためのネットワークを形成することなどを具体化するためのものであることに留意し、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。

(6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。

(7) 精神障害関係従事者養成研修事業

ア 目的

精神医療等に従事する者等に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めることを目的とする。

イ 実施方法等

平成26年3月31日障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害関係従事者養成研修事業の実施について」に基づき実施する。

(8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業

ア 目的

障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成することを目的とする。

イ 事業内容

別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業

(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

その他、移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者の資質向上を図る事業

3 留意事項

受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

(別記18)

任意事業

必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。

【日常生活支援】

(1) 福祉ホームの運営

ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。

ウ 留意事項

法第80条第1項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準を満たすことであること。

(2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練

オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。

(3) 音声機能障害者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。

(4) 児童発達支援センター等の機能強化等

ア 目的

地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。

イ 事業内容等

(ア) 実施について

実施主体は都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

(イ) 事業内容

基本事業として、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所（以下「対象事業所」という。）について、都道府県等の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援

困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を推進する。

また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業を選択して実施し、多様な地域支援を推進する。

a 基本事業

基本事業は、(a)から(c)のいずれかを実施する対象事業所を対象とする。なお、地域の実情に応じて一つの対象事業所で(a)から(c)の複数を実施することとしても差し支えない。

(a) 多障害等対応地域支援

対象事業所において、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図り、また、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにするために人材養成等（研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。

(b) 早期専門対応地域支援

対象事業所において、障害の早期発見・早期支援に積極的に取り組むことができるよう、従事職員の専門性の向上を図るために研修等の実施や他の従事職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るために指導体制を確保する。

(c) 住民相談等対応地域支援

対象事業所の地域に開かれた運営を促進する観点から、相談や助言等を実施するための体制確保、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の商品展示会等の開催等を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

（事業例）

対象事業所周辺の地域住民等に対する当該事業所等を利用する障害者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発の実施（説明会の実施やパンフレット配布、保護者を含めた地域住民等からの障害者支援に関する相談への対応や助言、及び事業所における介助や就労訓練の体験、地域住民が参加できる行事の開催、地域のボランティア受け入れの調整、商品展示会等の実施）

b 選択事業

選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組みとして、以下の(a)及び(b)の中から対象事業所が選択して実施することができる。

(a) 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業

（事業例）

- ・夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等）
- ・学校入学前の障害児に対する集団適応ための指導・訓練の実施
- ・障害児の親に対する療育指導等の実施
- ・乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供 等

(b) 障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業

（事業例）

- ・産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等）
- ・親子体験通園等の実施
- ・障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所や放課後児童クラブ等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修等

(5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進

ア 目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して、罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

(6) 医療型短期入所事業所開設支援

ア 目的

医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児者等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

イ 事業内容等

(ア) 実施について

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。

(イ) 事業内容

a 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等

医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児者等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。

b 新規開設事業所の職員に対する研修等

新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児者等の障害特性に関する知識

や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。

例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。

(7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

ア 目的

都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供等を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的とする。

イ 事業内容等

(ア) 支援体制の構築

新たな地域生活に必要な支援体制の構築に向けた協議・調整等

(イ) 情報収集

各市町村の協議会担当者、基幹相談支援センター等の開発・活用・促進事例等の収集

(ウ) 社会資源の開発

社会資源の開発・活用・促進等に特化した会議の招集、事例報告、意見交換等

(エ) 情報発信

ホームページ等を活用した各地の協議会で展開されている取組の情報発信等

【社会参加支援】

(1) 手話通訳者設置

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置する。なお、設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業（別記6）の4の（2）のアに掲げる者の設置に努めること。

なお、手話通訳者の設置が困難な公的機関においては、遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。

(2) 字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕又は手話を插入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等に貸し出しする。なお、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に留意すること。

(3) 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する。

(4) 点字による即時情報ネットワーク

社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を、地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供する。

(5) 障害者ＩＴサポートセンター運営

障害者等の情報通信技術（ＩＴ）の利用機会や活用能力の格差を是正を図るために総合的なサービス提供拠点として、障害者ＩＴサポートセンターを設置・運営を行う。

(6) パソコンボランティア養成・派遣

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成・派遣する。

(7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営

障害者等の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。

(8) 身体障害者補助犬育成促進

ア 目的

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成（訓練を含む）に要する費用を助成する。また、良質な補助犬の充実を図るとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図る。なお、実施主体は、障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。

イ 事業内容

(ア) 理解促進、普及・啓発

市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。
※ 関係団体やユーザーとの連携を図ること。

(イ) 育成計画の作成

a ニーズ並びに供給体制の把握

各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）等の把握

b 他県との連携体制の構築

育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等

※ あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。

(ウ) 補助犬の育成

マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。

(9) 奉仕員養成研修

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(10) レクリエーション活動等支援

レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、指導者の養成、広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。

(11) 芸術文化活動振興

障害者等の芸術文化活動を振興するため、広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、芸術文化活動の機会の均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

(12) サービス提供者情報提供等

障害者等が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。

(13) 地域における障害者自立支援機器の普及促進

ア 目的

地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器（ソフトウェア等含む）を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」（以下「センター」という。）を都道府県庁所在地等に設置し、支援機器に関して障害者や開発企業・取扱事業者、支援者、行政職員、その他関係者等が連携した上で普及促進を図ることにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図る。

イ 事業内容等

(ア) 実施について

実施主体は、都道府県、指定都市とする。

(イ) 事業内容

a ニーズや地域資源把握

支援機器に関する調査や相談等による地域のニーズや地域資源の把握を行うことにより、地域の実情に応じて、センター機能の検討や連携体制の構築を図る。

b 情報収集・発信、展示

新たな機器やニーズのある機器について、情報収集・発信を行うとともに、地域での普及状況を鑑みて開発企業・取扱事業者等と連携し、地域のニーズに対応できるよう、工夫のもと展示を行う。

c 相談窓口の設置

障害者や家族、支援者等からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機器の活用により解決を図る。

d 試用・評価、フィードバック

開発企業・取扱事業者等と連携し、支援機器の利用希望者が試用できる機会を提供し、より適切な機器の選定が可能となるよう、評価・助言を行う。

開発企業・取扱事業者に対しては、当該支援機器の試用の改善点等をフィ

ードバックする。

e 情報共有、ネットワークづくり

障害者、支援者、開発企業・取扱事業者などが一堂に会し、支援機器の活用による支援ノウハウ、地域課題、シーズ・ニーズのマッチングなどを行うための情報共有の場を提供するとともに、地域のネットワーク体制を発展させていくためのコーディネートを行う。

f 人材育成

支援機器に関する機能や適応・注意点などについて研修などを行い、支援者や開発企業・取扱事業者の人材育成の場とする。

ウ 留意事項

- (ア) 事業を適切に実施するため、障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者を配置すること。
- (イ) プライバシーに配慮した相談スペースを確保すること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、情報収集及び試用品や展示品を確保するため、地域における関係機関（医療機関、取扱事業者など）との連携体制を構築すること。
- (エ) 安全性の確保や衛生管理等に留意すること。
- (オ) 当該事業の補助対象は、立ち上げや機能強化に対して、2年間を原則とする。
- (カ) 専門的知見を有する外部機関（リハビリテーションセンター等）への委託を可とする。

(14) 視覚障害者用地域情報提供

ア 実施について

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。

イ 事業内容

視覚障害者等の情報アクセシビリティの向上を図るため、ITを活用した情報支援やインフォーマルサービスの強化など、視覚障害者情報提供施設を活用して以下の事業を行う。

- (ア) サピエ（視覚障害者用図書ネットワーク）を活用した地域生活情報の提供
- (イ) IT機器の利用支援及び利用促進・普及

ウ 留意事項

地域の社会資源を有効に活用するためのコーディネーターを設置するなど、効率的な事業実施に努めること。

(15) 企業CSR連携促進

ア 目的

障害者福祉サービス事業所等のニーズと企業によるCSR活動とのマッチングを行うとともに、関係情報を共有・発信することにより、障害者福祉の増進と企業CSRの認知向上を図る。

イ 事業内容

- (ア) 情報を共有しマッチングを図る場（プラットフォーム）の設置

都道府県社会福祉協議会、経済団体、NPO法人等において、民間企業、障害福祉サービス事業所、障害者団体等を構成員とするプラットフォームを設置

する。

(イ) 情報の収集・把握及びマッチングの実施

プラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所、障害者団体等のニーズ（人材、資金、運営支援等）と、企業CSR（ボランティアの派遣、寄付、運営ノウハウの提供等）を収集・把握するとともに、双方のマッチングを行う。

(ウ) 関係情報の共有・発信

コーディネーターが収集・把握したニーズや企業CSR情報、それらのマッチング事例等を共有・発信する。

(エ) その他、事業の推進に効果的な取組

【就業・就労支援】

(1) 盲人ホームの運営

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）

ア 目的

身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

(3) 一般就労移行等促進

ア 目的

一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援を実施することにより、一般就労及び就労定着について、さらなる促進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 働く障害者のための交流拠点支援

就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、就業後や休日に集まって交流できる場を用意し、生活面の相談支援もあわせて実施する。

(イ) 地域連携の促進

各都道府県に地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけるための取組を支援する。

(4) 障害者就業・生活支援センタ一体制強化等

ア 目的

地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化や地域における就労移行支援事業所の強化を図ることを目的とする。

イ 事業内容

障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

また、就労移行支援事業所等に対して支援ノウハウの付与や研修、ネットワーク構築を促進するための支援を行う「就労移行支援事業所指導員」を障害者就業・生活支援センターに配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

【重度障害者に係る市町村特別支援】

1 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

2 事業内容

(1) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

ア 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が 10 %を超える場合

イ 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

(2) 助成する額の範囲についてアに掲げる人数にイの額を乗じた金額の一定割合とする。

ア 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10 %程度）を乗じて得た数を控除した数

イ 重度訪問介護の障害支援区分 4、5、6 の国庫負担基準額の平均間差程度